

令和8年度「たのはた地域塾」実施要項

- 1 趣 旨 村民自らが企画した学習機会を支援することにより、地域の学ぶ力の向上を図ることを目的とする。また、地域の素晴らしさを再発見する機会とする。
- 2 内 容 村民の計画による「地域を学ぶ活動」を支援する。
- 3 支援内容 ①講師謝礼金の助成（1団体講師2名までとし、講師1名につき2時間を上限とする。）
②運営支援（支援内容は実施団体と協議のうえ決定する。）
- 4 申請条件 ①申請者は、主に村民で構成する会員数が5名以上の団体であること
②講師は、村民、または田野畑村出身者であること
③内容は、地域や田野畑村に関する学びや体験活動であること
④企画した講座を広く村民に開放できること
⑤活動場所は、田野畑村内であること
- 5 支援期間 令和8年7月1日（水）～令和9年1月31日（日）
- 6 申込方法 「たのはた地域塾企画書」を田野畑村教育委員会に提出する。教育委員会事務局は審査のうえ、支援を行う団体を決定する。
- 7 申込期間 令和8年5月1日（金）～5月29日（金）
- 8 講師謝金 講師謝金の支払いは、実施団体からの報告書の提出をもって、直接講師へ支給する。
- 9 その他 各種様式は、教育委員会で配布する他、村のホームページに掲載する。